

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 5 7

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
- 長野市緊急通報装置の利用案内について【別紙1】
- 医師、看護師等医療従事者の届出について【別紙2～9】
- 長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について
- 高齢者施設等におけるオミクロン株対応ワクチン接種の実施状況調査について
- 対人対応力向上セミナー申込期限延長のお知らせ【別紙10】
- 福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について
- 管理者要件に関する調査について【別紙11】
- 長野市保健所管内保健医療福祉関係者等研修会のお知らせ【別紙12】
- 介護保険最新情報について

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

本市では、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとして、更新申請について、申し出により認定有効期間を12ヶ月延長できる対応をしています。

今般、令和4年10月14日付け厚生労働省事務連絡により、臨時的な取扱いについては、原則、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとし、令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施するよう通知されました。ただし、各市町村の判断により、令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用しても差し支えないとされています。

そのため、本市では、以下に該当する方について、例外的に臨時的な取扱いを適用しますので、お知らせします。

1 例外的に臨時的取扱いが可能な方

有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者のうち

- ① 前回申請時に介護認定調査を受けている方
(連続して臨時的取扱いとならない方)
- ② 施設入所者(有料老人ホームやグループホーム等も含む)
のいずれかに該当する方

2 その他

被保険者へは、更新申請勧奨通知を送る際に、前回介護認定調査を受けているかを確認できるようにする予定です。

問い合わせ先：介護保険課認定担当

TEL：026-224-7891 (直通)

FAX：026-224-5247 (直通)

長野市緊急通報装置の利用案内について

長野市では、一人暮らし高齢者の急病や災害などに対する不安を軽減し、安全を確保するため、緊急通報装置本体、火災報知器及び人感センサーを貸し出しています。

業務に関わる中で利用が必要と思われる高齢者がいましたら、本事業をご案内ください。

対象者 長野市内に居住する

1. 65歳以上の一人暮らしの人
2. 75歳以上の高齢者のみの世帯
3. 65歳以上の高齢者と重度身体障害者のみの世帯

利用料 月額300円

※ 固定電話回線が必要です。

- ※ 同一敷地内にご親族がいる場合は原則対象外です。
- ※ 緊急時に自宅に駆け付けることができる協力者が必要です。
- ※ 詳細につきましては、別紙1をご覧ください。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課高齢者福祉担当
TEL：026-224-8929（直通）
E-mail：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

医師、看護師等医療従事者の届出について

医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士の方は、各資格法令により、2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所等の事項を届け出ることが規定されており、本年はこの届出の実施年に当たります。

つきましては、該当職員への周知と届出書の提出について御協力いただきますようお願いいたします。

▼調査対象

- (1) 日本に住所があつて、日本の医籍・歯科医籍・薬剤師名簿に登録されている医師・歯科医師・薬剤師
- (2) 資格にかかる業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士

▼届出方法

本年の調査から、「医療従事者届出システム」（厚生労働省の専用ホームページ）でのオンラインによる届出を原則とします。

(1) オンラインによる届出の場合

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、薬局、医療の研究機関又はその他の機関（以下「医療機関等」という。）の従事者については、原則、当該医療機関等を通じて、「医療従事者届出システム」により、オンラインで届出を行います。

医療従事者届出システムは令和4年12月17日公開予定です。具体的な操作方法は、厚生労働省ホームページ記載の「マニュアル」や「よくあるご質問」等を御参照ください。

(2) 紙による届出の場合

「オンラインによる届出が困難な場合」又は「医療機関等に従事していない医師、歯科医師及び薬剤師」については、従来どおり紙による届出となります。

届出票については、厚生労働省又は県のホームページからのダウンロードにより入手し、長野市保健所総務課宛に提出してください。ダウンロードが困難な場合は、当所から届出票をお送りしますので、下記担当までお問い合わせください。

[厚生労働省ホームページ]



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujujisha-todokede-sys.html

[県ホームページ]



<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/20201126.html>

▼記入例

別紙2～7をご覧ください。

▼オンラインでの届出に関するリーフレット

別紙8・9をご覧ください。

▼提出期限／令和5年1月16日（月）

▼提出先（※紙による提出の場合）・問い合わせ先：長野市保健所総務課（担当：宮島）

〒380-0928 長野市若里六丁目6番1号

TEL：026-226-9941（直通）

FAX：026-226-9981（直通）

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について

標記については、長野県介護支援課からの通知を11月30日付で対象となる事業所のご登録いただいているE-mailアドレスに通知し周知したところです。

申請する事業者におかれましては、下記長野県ページの掲載内容をご確認いただき、可能な限り早期に申請をしてください。

長野県ホームページ掲載URL：

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>

本事業に関するお問合せは、専用のコールセンターが設けられておりますので、ご利用ください。

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

TEL：0265-98-6440

受付時間：午前9時～午後5時

(土日・祝日、12月29日～1月3日を除く。)

高齢者施設等におけるオミクロン株対応ワクチン接種の実施状況調査について

標記については、長野市保健所健康課長からの通知を11月28日付で対象となる事業所の登録いただいているE-mailアドレスに通知し周知したところです。

未回答の事業所におかれましては、12月6日(火)の回答期限を過ぎても回答可能なため、「ながの電子申請サービス」の申請ページへアクセスしていただき、御回答ください。

お忙しいところ大変お手数ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

URL：

https://s-kantan.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28168



【調査対象サービス】

介護老人福祉施設(密着含む)、介護老人保健施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護(密着含む)、認知症対応型共同生活介護
有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅

お問い合わせ：長野市保健所健康課ワクチン接種対策担当

TEL：026-226-9960(直通)

対人対応力向上セミナー(申込期限延長のお知らせ)

標題の件については、令和4年11月24日及び令和4年11月30日付で、登録いただいているE-mailアドレス等への通知によってお知らせしたところです。

ついでに、申込期限を令和4年12月7日(水)まで延長しますので、受講希望の施設等におかれましては、別紙10を参照し、お申込みください。

お問い合わせ：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094(直通)

福祉用具の重大製品事故に係る情報提供について

このことについて、厚生労働省老健局高齢者支援課より連絡がありました。

消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、令和4年11月14日～11月18日の週において、福祉用具に係る事故が2件あり、これに関する事故について下記のとおり情報提供します。

なお、令和3年3月22日号フレッシュ情報でお知らせしましたとおり、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、情報収集を行うため、福祉用具に関する事故発生があった場合は、長野市へご報告くださいますようお願いいたします。

※ 福祉用具とは、福祉用具貸与の製品及び特定福祉用具購入の製品に限ります。

消費者庁ホームページ（転記）

事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県
令和3年4月1日	令和3年5月11日	階段移動用 リフト	重傷1名	当該製品を使用中、搭乗者（70歳代）が転落し、右足を負傷した。調査の結果、当該製品は、前後の重心が釣り合った状態を維持しながら階段を昇降する仕様であるが、前後の重心が釣り合った状態からハンドルバーを前方へ傾けた際に、搭乗者を含めた当該製品が前方へ転倒することを抑制する機構が装備されていない構造であるため、使用者が操作を誤った際にハンドルバーが前方に傾きすぎたことで当該製品のバランスが崩れて事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「傾斜角度は25～30度が最もバランスのよい状態であり、それより後方に傾けると重く感じ、前方へ傾けると引っ張られて前方転倒しそうになる。」「階段の昇降中は、決してハンドルから手を離さない。」旨、記載されている。	宮城県
令和4年3月28日	令和4年4月8日	階段移動用 リフト	死亡1名	当該製品を使用中、搭乗者が転落し、病院に搬送後、入院中に死亡した。調査の結果、当該製品は、駆動スイッチに起動条件がなく、昇降動作時に駆動輪が機体と同一平面上に着地した場合、機体が起き上がり、また、前方転倒を抑止する機能がない構造であったため、当該製品の使用中にバランスを崩して事故に至ったものと推定される。	東京都

お問い合わせ：介護保険課給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の皆様へ 「管理者要件に関する調査」について

「居宅介護支援および介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」において、全ての居宅介護支援事業所を対象とした「管理者要件に関する調査」の実施について、厚生労働省老健局から通知がありました。（別紙11）

また、「管理者要件に関する調査」とは別に、令和3年度報酬改定の影響に関する調査を、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所を対象に実施される予定です。

本調査の結果は、制度の見直しに向けた検討の際に基礎資料として活用されますので、意義をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ：介護保険課給付担当

TEL：026-224-7871（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 1110】

令和4年度における感染対策のための実地研修に係る二次募集について

【介護保険最新情報 Vol. 1111】

感染対策における業務継続計画（BCP）の策定のための「集団研修（オンライン研修）」に係る募集について

【介護保険最新情報 Vol. 1112】

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和4年度調査）への協力依頼（3回目）について

【介護保険最新情報 Vol. 1113】

介護予防・日常生活支援総合事業の指定に関する様式例の改訂等について（周知）

【介護保険最新情報 Vol. 1114】

「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（Vol. 4）（令和4年12月2日）」の送付について



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp